



事業全般に使える返済不要の事業資金を確保したい!

給付金

2 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金が支給される制度です。条件や申請方法等の詳細については、決定次第、当所ホームページ等でお知らせします。

■支給対象事業者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者。
- 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。
※資本金10億円以上の大企業を除く。

■給付額

法人:200万円、個人事業主:100万円
※ただし、昨年1年間の売上げからの減少分が上限。

■給付額算出方法

前年の総売り上げ(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売り上げ×12カ月)

■お問い合わせ

中小企業庁 金融・給付金相談窓口
TEL 0570-783183

※受付時間:平日・休日9:00~17:00

※本制度は、令和2年度補正予算の成立が前提となります。



取引のある民間金融機関から資金を調達したい!

借入金

3 セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。また、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対しては、さらなる別枠として「危機関連保証(2.8億円)」が措置され、最大5.6億円の信用保証別枠が確保されました。

一般保証枠(2.8億円) + SN保証枠(2.8億円) + 危機関連保証枠(2.8億円)

1) セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。
※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

■対象地域

全都道府県

2) セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。
※売上高が前年同月比▲5%以上減等の場合

■対象業種

本年度第1四半期分は587業種が対象。
※詳細は、経済産業省・中小企業庁のホームページよりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、仙台市の認定を受けて本制度を利用される場合、当初融資時の保証料は、仙台市から全額補給されます。

なお、令和2年度補正予算成立が前提となりますが、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動した売上げ高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給が適用となります。さらに、信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借り換えが可能です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。※保証制度の詳細は、最寄りの信用保証協会までお問い合わせください。



売上げが大幅に減少したので、納税・納付ができない

猶予措置

4 各税金の納税、厚生年金保険料等の猶予措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年2月から納付期限までの一定期間(1カ月以上)、前年同月と比較して▲20%以上売上げが減少した事業者は、無担保・延滞税なしで、法人税や消費税等の納税が猶予されます。

また、厚生年金保険料等をいどきに納付することで事業の継続等が困難になる恐れがある場合など、一定の要件に該当する場合、厚生年金保険料等の納付期限から6カ月以内に所轄の年金事務所へ申請することで「換価の猶予」が認められる場合があります。

詳細は、下記よりご確認ください。

●各税金の納税の猶予措置(財務省HP) : https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

●厚生年金保険料等の猶予措置(日本年金機構HP) :

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



財務省HP



日本年金機構HP

※納税の猶予措置は、関係法案が国会で成立することが前提となります。



特集1 新型コロナウイルス 感染症関連 中小企業 支援情報

新型コロナウイルス感染症は、経済活動全てに影響を与え続けており、日本初の緊急事態宣言が発令されるまでとなりました。宮城県内でも日を追うごとに感染者が増えるなど、企業経営に与える影響は日ごとに大きくなってきています。

本特集では、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、「資金繰り」、「設備投資・販路開拓」、「雇用維持」の企業経営でポイントとなる3つの分野に分けて、中小企業や小規模事業者が利用可能な施策についてご紹介します。

※本特集に掲載している内容は4月17日時点の情報になります。
また、令和2年度の補正予算の成立が前提となる情報も含まれていますので、最新の情報は当所ホームページでご確認ください。

資金繰り(借入金・給付金・猶予措置)



商工会議所を通して、無担保・無保証・低金利で事業資金を確保したい!

借入金

1 マル経融資「新型コロナウイルス対策特別枠」

商工会議所を通して、日本政策金融公庫から無担保・無保証・低金利の融資を受けられる「マル経融資」に、新型コロナウイルスの影響を受けている小規模事業者を対象とした特別枠が設けられました。
この特別枠は、通常の一般枠よりも低金利で資金調達が可能となり、また2021年3月までの融資実行分に関しては、当初1年分の利子を仙台商工会議所が全額補給します。

■融資限度額

一般枠: 2,000万円

特別枠: 1,000万円

■利率(2020年4月1日現在)

一般枠: 運転1.21%、設備資金0.71%

特別枠: 運転0.31%、設備0.31%

※設備資金については、従業員の雇用維持・拡大をする場合に上記金利となります。

※特別枠利率は当初3年間。その後は、運転1.21%、設備0.71%。

■返済期間

運転資金: 7年以内

設備資金: 10年以内

■担保・保証人

不要

■ご利用対象

個人事業主または法人で常時使用する従業員が下記の事業者(パート・アルバイトは含みません)

●小売業・サービス業: 5人以下

●製造業・建設業: 20人以下

■特別枠適用要件

最近1カ月の売上高が前年または前々年動同期と比較して5%以上減少している小規模事業者。

※本融資制度により、2021年3月までにお借り入れをされた事業者については、当所会員事業所の皆さまに限り、当初1年分の利子を仙台商工会議所が負担いたします。

特別利子補給制度

(令和2年度補正予算成立が前提)

マル経融資のほか、新型コロナウイルスに関連する融資制度を利用した事業者のうち、売上高が急減した事業者に対して利子補給が実施されます。公庫の既往債務の借り換えも実質無利子化の対象となります。

■適用対象

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス対策別枠」利用事業者のうち、以下の条件を満たす事業者。

①個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む): 要件なし

②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少

③中小企業: 売上高▲20%減少

■利子補給期間

借り入れ後当初3年間

■補給対象上限

中小事業: 1億円、国民事業: 3,000万円

※利子補給上限額は、新規融資と公庫等の既往債務借り換えとの合計金額。

※2020年1月29日以降の借り入れが対象となります。

※商工中金等の「危機対応融資」も対象となります。

雇用維持

助成金



今後の企業活動に備えて従業員の雇用を維持したい!

1 雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、助成内容や対象が大幅に拡大されるとともに、受給要件の緩和や申請書類の簡素化などの措置もとられています。

■助成率

- 休業手当に対する助成率:大企業2/3、中小企業4/5
- 解雇等を行わない場合の助成率:
大企業3/4、中小企業9/10

■支給限度日数

1年間で100日

■拡充された主な特例措置

- 雇用保険被保険者として**継続して雇用された期間が、6カ月未満**の労働者も助成対象
- 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象** など

詳細は、厚生労働省ホームページよりご確認ください。



休職の間も従業員の所得を維持したい!

2 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(事業者向け)



助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度です。

■対象事業主

- 下記の①または②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主。
- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
 - ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

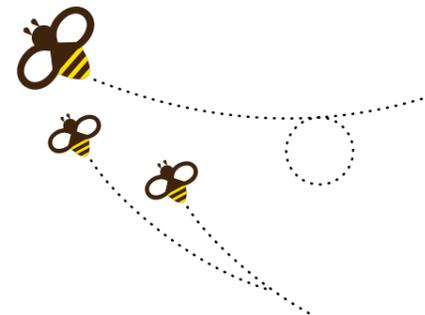
■支給額

休暇中に支払った賃金相当額×10/10
※日額上限:大企業、中小企業ともに8,330円

■適用日

2020年2月27日～6月30日の間に取得した休暇

詳細は、厚生労働省ホームページよりご確認ください。



より良い環境をめざす。

青葉環境保全 **AOBA**

〒984-0037 仙台市若林区蒲町19-1 TEL 022(286)3161(代)

設備投資・販路開拓支援

補助金



感染症の影響を乗り越えるために、新たな販路を開拓したい!

1 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の販路拡大等を目的とした取り組み費用の一部が補助される制度です。第2回の公募から新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む事業者の販路開拓等に取り組む場合、補助上限が100万円まで引き上げられます。

■公募締切

第2回公募:6月5日(金)※締切日消印有効。
※第3回公募は10月2日(金)締め切り。

■対象者

仙台商工会議所管内(旧仙台市内)の小規模事業者

■補助額

補助対象経費の2/3以内で上限50万円(特別枠:100万円)

■活用例

- 店舗販売の縮小を補うための自社ECサイトの強化
- 自動受付機等の導入による、非対面型でのサービス提供 など

申請にあたっては、商工会議所が発行する「事業支援計画書」が必要となります。

詳細は、右記特設サイトよりご確認ください。小規模事業者持続化補助金特設サイト <https://r1.jizokukahojokin.info/>



新製品・サービスを開発して感染症の影響を食い止めたい!

2 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

生産性向上に資する革新的なサービス・試作品の開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部が補助される制度です。

■対象者

中小企業、小規模事業者等

■補助額

対象経費の1/2以内
(小規模事業者・特別枠:2/3以内)
上限1,000万円

※特別枠は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、新製品・サービス、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を行う事業者が対象。

■活用例

- 仕入れ先からの部品供給停止に伴い、自社で部品の内製化を図るための設備投資
- 海外の自社工場が操業停止したため、国内に拠点を移転するための費用 など

■公募締切

2次公募:5月20日(水)17時 ※電子申請のみの受け付け。
※2次締切後も申請受付を継続。本年度内は8月、11月、2021年2月に締め切りが設けられる。
※電子申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要です。事前の取得をおすすめします。

詳細は、下記サイトよりご確認ください。

ものづくり補助金総合サイト <http://portal.monodukuri-hojo.jp/>



ITツールを活用してテレワークや業務を効率的にしたい!

3 IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援する制度です。

■対象者

中小企業・小規模事業者等

■補助額

対象経費の1/2以内(特別枠:2/3以内)で上限450万円
※特別枠は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、ITツールを導入をする事業者が対象。

■活用例

- 在宅勤務制度導入に伴う、テレワーク用の業務効率化ツール等の導入費用 など

■公募スケジュール(第1回公募)

申請開始:6月頃予定
申請締切:6月末頃予定
※締切後も申請受付を継続。本年中は9月、12月に締め切りが設けられる。

詳細は、下記特設サイトよりご確認ください。

IT導入補助金特設サイト <https://www.it-hojo.jp/>



